

<一般委託>

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

大津B地区公園植物管理業務(一般委託)仕様書

大津B地区公園植物管理業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	別紙「業務仕様書」参照
2	履行期間	令和5年10月1日から令和6年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市 桜が丘1-35ほか
4	業務内容	別紙「業務仕様書」参照
5	特記事項	この契約で示した内訳単価以外を使用する場合には、別途協議により決定する。
6	関係法規	なし
7	資格要件	<p>本業務履行については、「造園施工管理技士」又は「街路樹剪定士」の資格を有するものを雇用しており、履行期間を通じて当該資格を有する者の指導のもとに業務を履行することができること。</p> <p>なお、本業務の入札参加条件として、令和2年4月1日から令和5年3月31日までに履行した、横須賀市が発注した業務(剪定・樹木伐採)について、次のアからウまでのすべてに該当すること。</p> <p>ア 業務委託成績評価の対象となる契約において、A又はBの評価を1案件以上受けた実績を有すること。(履行期間が3か月以上のもの)</p> <p>イ 業務委託成績評価の対象となる契約において、D又はEの評価を受けたことがないこと。</p> <p>ウ 評価点の合計を平均した点数が85点以上であること。</p>
8	契約方法	単価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	本件は2回払い(12月・3月の末締め)で、実際取引数量をもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
10	業務委託成績評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要 ・ 不要
12	その他事項	<p>業務の施行にあたっては、本業務仕様書を優先適用するほか、令和5年4月改正の「神奈川県土木工事共通仕様書」によるものとする。</p> <p>委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から9月30日まで、本契約と同条件で契約する予定である。</p> <p>なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の1か月前までに通知すること。</p> <p>その他、この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。</p>
13	監督員 連絡先	建設部公園管理課 担当 中田喜吉

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・ 本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。
---	---

内 訳 表

大津B地区公園植物管理業務

(税抜き)

公園種別	種 別	規 格	単 位	予 定 数 量	上 限 単 価	契 約 単 価	
一般公園	基本剪定	幹周 30～59cm	本	200	8,670		
	軽剪定	幹周 30～59cm	本	200	5,910		
	刈込物手入れ	高さ1.5m未満	m ²	200	510		
	生垣手入れ (両面)	高さ1.5m未満	m	10	1,220		
	藤手入れ	棚部	m ²	50	2,550		
	伐倒	幹周 30～59cm	本	50	10,700		
	笹伐採		m ²	100	1,530		
	竹伐採		本	10	870		
	除草	人力除草		m ²	1,000	360	
		人力抜取・カヤ等の除根		m ²	100	620	
		機械除草(肩掛式)		m ²	30,000	130	
		機械除草(ハンドガイド式)		m ²	1,000	90	
	芝生管理	人力草取り		m ²	300	410	
機械芝刈り			m ²	300	90		
急傾斜地	枝落とし 吊るし切り	胸高直径10～30cm未満	本	100	24,400		
	伐倒	胸高直径10～30cm未満	本	10	25,700		
	笹伐採		m ²	100	1,830		
	竹伐採		本	100	1,220		
	ツタ・つる 除伐		m ²	100	310		
その他	施 肥	中低木 0.05kg/株	株	100	60		
		寄植え 0.1kg/m ²	m ²	100	90		
	灌水	1回当たり(公園水使用)	m ²	100	40		
	支柱撤去	木製支柱各種	組	1	1,830		
	病虫害防除	天狗巣病枝切除 焼却処分含む	本	1	6,630		
	高所作業車	12m	日	1	48,900		
	交通整理員	交通誘導警備員B	人	1	23,400		
発生材処理 (運搬費込み)	焼却処分	横須賀ごみ処理施設 市内	kg	1	50		
	資源化	積替保管施設 市内	kg	1,000	50		
		民間処理施設(枝・幹) 市内	kg	10,000	60		
		民間処理施設(竹) 市内	kg	1	70		

※ 契約単価欄は、契約者が記入する。

※契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価以下とすること。

※予定数量に契約単価を乗じた金額(税抜)の総額を入札金額とすること。

業 務 仕 様 書

1. 業務目的 本業務は、公園内の樹木等を常に良好な状態に維持出来るようにするため、樹木剪定・除草等の年間植物管理を施行するものである。
2. 施行場所 施行場所は、別紙「公園一覧表」のとおりとする。
3. 履行期間 令和5年10月1日から令和6年3月31日まで
4. 一般事項
 - (1) 受託者は本仕様書に基づき、監督員の指示に従って、業務内容を速やかに履行すること。監督員の業務指示がある場合、常時1施行箇所以上は作業を行えるようにすること。特に、市民要望等の緊急を要する業務内容は原則として、監督員からの指示後、早急に作業を着手すること。
 - (2) 業務実施に当たっては、年間植物管理業務であることを理解し、事前に業務履行に偏りが無い、平準化した業務計画を施行計画書として作成・提出し、業務の適正な履行に最大限努めること。又事前に作業月ごとの工程表を提出し、監督員の承諾を得ること。
 - (3) 植物管理業務の目的及びその管理業務が及ぼす影響の大きさを十分認識し、特に生き物としての植物に対する細心の注意と愛情を持って業務に取り組むこと。
 - (4) 業務作業時には、公園利用者の安全には十分注意し、怪我・損傷等を生じた場合には受託者の責任において処置すると共に監督員に報告すること。
なお、公園内の施設にも配慮し、その機能及び利用等に支障をきたす恐れのない様、十分注意して万全の策を講ずること。
 - (5) 受託者は業務完了後、速やかに完了届及び業務写真・報告書等を監督員に提出すること。
 - (6) 本業務には、業務に必要な作業区域内における発生物の収集、片付け、小運搬、清掃等が含まれている。
 - (7) 樹木管理時に用いる機械器具及び消耗品等は、すべて受託者の負担とする。
 - (8) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合及び定めのない事項が生じた場合には、監督員の指示に従うこと。
 - (9) 作業範囲は、カラーコーン・バリケード等で囲い、通行人等の立入を防止すること。カラーコーン・バリケード等で囲うことが難しい時は、周辺に注意を配り作業を行い、通行人等が近付いた際は、安全を配慮し作業を中断すること。
作業車両の通行及び駐車の際には、歩行者や他の車の通行・出入りに十分配慮し、周辺住民の迷惑とならないよう注意すること。
 - (10) 住民等により苦情及び要望があった時は、丁寧に対応し、監督員に報告

し指示を受けること。

5. 業務仕様

(1) 樹木管理

- ① 剪定時期については、各樹木の適期に施行することとし、事前に監督員の承認を得ること。
- ② 基本剪定及び軽剪定については、次のとおりとする。
 - ア. 基本剪定は、樹木の骨格づくりを目的とするもので、主として冬季剪定に適用する。

密生した枝や不必要な枝を整理し、維持管理上必要とされる大きさに樹形を整えることを原則とする。

なお、特に監督員より指示がない場合には、切詰め、切返し、枝おろし剪定等で大きく縮小する縮小剪定を行うこと。
 - イ. 軽剪定は、樹冠の整正、込みすぎによる枯損枝の発生防止などを目的とするもので、主として夏季剪定に適用する。

切詰め、枝すかし（枝抜き）などが主体となり、全体として枝葉量を減少させることを原則とする。
 - ウ. 高木剪定の基本剪定は、幹周（30～59cm）を基準とし、軽剪定は、幹周（30～59cm）を基準とする。

幹周の異なる場合は、別紙「換算表」により精算すること。
 - エ. 太い枝を剪定した時には、必要に応じて切り口に癒合剤を塗布すること。
 - オ. 切り取った枝葉は、公園内には放置せずに、速やかに場外へ片付けること。
- ③ 刈込物手入れについては、樹冠を縮小させる事を目的とし、刈込み鉋及び剪定機により作業を行うこと。

なお、防犯上の配慮として、寄植え植栽によって園内に死角を作らないようにするため、全体としてまとまりのある形状で見通しを良くする様な刈込み作業を行うこと。

さらに、公園施設に面している植栽の刈込み作業に当っては、鋭利な切断面が生じない様に切戻しなどの適切な作業を行うこと。

監督員の指示により、仕上げ高を決定すること。

なお、樹高1.5m未満を基準とし、樹高の異なる場合には別紙「換算表」により精算すること。
- ④ 生垣手入れについては、帯状に列植された植栽を天端部分に揃え、一定幅に定めて、両面を刈込むこと。

監督員の指示により、仕上げ高を決定すること。

なお、樹高1.5m未満を基準とし、樹高の異なる場合には別紙「換算表」により精算すること。
- ⑤ 藤手入れについては、適切な時期に実施すること。作業は、花芽を残し、

枯れ枝、込みあった枝、長すぎる枝を剪定すること。

- ⑥ 伐倒については、幹周30～59cmを基準とし、幹周の異なる場合には、別紙「換算表」により精算すること。
- ⑦ 笹・竹伐採は地際で行うものとし、切り口は危険が無いように適切な処理をすること。
- ⑧ 作業終了後は、作業区域周辺の清掃を行い、発生材等ゴミが無いようにすること。

(2) 除草

- ① 除草については、主に機械除草（ハンドガイド式又は肩掛式）を適用すること。機械除草箇所はベニヤ・シート等で飛び石防護措置を行うこと。
ハンドガイド式機械除草については、施行面積が広い箇所で適用するものとし、肩掛式機械除草は急傾斜地等でハンドガイド式が用いられない箇所で適用すること。
なお、機械除草が出来ない場合には、人力除草とする。
- ② 平地での作業は、繁茂している雑草を地際より丁寧に刈取ること。
法面での作業は、表土の崩落を防ぐため、地際より多少残して刈取ること。
なお、周辺の樹木等を傷つけない様十分注意すること。
- ③ 刈取った雑草は、その日の内に運搬処理すること。
やむなく処理出来ない場合には、公園利用者の妨げとならない場所に一時仮置きし、その際、草が飛散しない様シート等で覆っておくこと。
- ④ 作業終了後は、作業区域周辺の清掃を行い、発生材等ゴミが無いようにすること。

(3) 芝生管理

- ① 芝刈りは機械刈りとし、徒長した茎葉を周辺の樹木等に損傷しない様、刈込むこと。
踏圧による芝生損失を減らすため、刈込高は5cm程度とするが、状況に合わせて監督員と協議すること。
- ② 人力草取りについては、雑草の繁茂状況が中密生の場合を基準とし、芝生地内に発生した雑草を根まで抜取る作業であるが、芝に損傷を与えない様に注意すること。
- ③ 作業終了後は、作業区域周辺の清掃を行い、発生材等ゴミが無いようにすること。

(4) 急傾斜地樹林管理

- ① 枝落とし・伐倒については、都市林等の急傾斜地内で作業を行う場合に適用し、吊るし切り作業により枝・幹を安全に降下させること。
なお、胸高直径（10～30cm未満）を基準とし、直径の異なる場合には別紙「換算表」により精算すること。

② 除伐・つる切りは幹周10cm未満の実生木やつる性植物などをチェーンソー、なた等を使用して除伐すること。

なお、フェンスや樹木等に巻きついていたり、枝が垂れ下がっている性植物も除去すること。

刈取ったつる等は、速やかに運搬処理すること。

③ 作業終了後は、作業区域周辺の清掃を行い、発生材等ゴミが無いようにすること。

(5) その他

① 灌水については、主に夏季の乾燥時期に必要な応じて行うこと。

なお、灌水作業中は来園者の迷惑とならない様に十分注意して行うこと。

灌水時間は、夏季の場合、日中を避け朝又は夕方とする。

② 支柱撤去については、支柱材が朽ちて来園者に危険となる物や支柱として役割が無くなった物を撤去すること。

支柱取外しに当たっては、樹木の根及び幹を損傷しない様に十分注意して行うこと。

③ 病害虫防除については、受託者は病害虫の発見に努め、発見した場合は、監督員に報告し、対策を協議すること。

④ 天狗巢病枝切除は、適切な時期に実施すること。切除枝は焼却処分すること。

⑤ 作業終了後は、作業区域周辺の清掃を行い、発生材等ゴミが無いようにすること。

(6) 発生材処理（運搬費込み）

原則として、作業を行った公園から、可能な限り分別して処理施設まで運搬し、処理を行うこと。

なお、横須賀ごみ処理施設「エコミル」及び積替保管施設に搬入する場合は、必ず2名以上で行うこと。

6. 出来形管理（公園別）

(1) 業務箇所図について

業務範囲及び業務内容が明確になるように図示すること。

(2) 業務集計表について

業務内容ごとに集計をすること。

なお、基本剪定・軽剪定・刈込物手入れ・生垣手入れ・伐倒、急傾斜地の枝落とし・伐倒については、換算表に対応するように集計すること。

なお、業務量を把握するために必要な根拠資料も監督者と協議の上、提出すること。

(3) 写真管理について

作業毎に範囲や内容が確認できる写真を作業前、作業中、作業後に同

一の場所で撮影すること。

状況写真等の撮影頻度は、原則として下表により撮影すること。

業 務 単 位	撮 影 頻 度
本 数	作業量の10%+1枚
面積・延長	作業量の0.2%

なお、竹を処理施設へ搬入する場合は、搬入したことが分かるように必ず写真を撮影すること。

(4) 発生材処理量について

処理施設での処理量は、計量による値を用いること。なお、搬入に用いる処理施設において、計量を行わない処分方法の場合は、事前に監督員と協議のうえ、処理量を定めること。

7. その他

(1) 環境配慮推進の取組みについて

本市では、現在及び将来の市民が持続的に環境の恵みを楽しむ横須賀の実現を目指し、横須賀市環境マネジメントシステムを構築し、全ての事務・事業における環境配慮の推進に取り組んでおりますので、貴社におかれましても、このシステムの趣旨をご理解のうえ、環境保全活動への、ご協力をお願いいたします。

(2) 環境保全活動に係る提出資料について

受託者は、廃棄物処理（剪定枝、草等）について、地球環境保全等の促進を図るために、処理施設の計量票または資源化を証明出来る書類を提出すること。

(3) 本仕様書に明示なき事項であっても、業務遂行上必要な事項及び受託者の瑕疵事項については、受託者の負担により処理すること。

(4) 受託者は、本委託を一括して他人に請け負わせてはならない。

換算表

R5

1.高木剪定

①基本剪定

幹周30cm～59cmを基準値とし、下表の換算表により 精算する。

幹周	換算値
30cm未満	0.49本
30～59cm	基準値
60～89cm	1.8本
90～119cm	3.9本
120～149cm	6.0本
150～179cm	10.0本
180～209cm	14.0本
210～239cm	21.7本
240～269cm	26.7本
270～299cm	40.0本

②軽剪定

幹周30cm～59cmを基準値とし、下表の換算表により 精算する。

幹周	換算値
30cm未満	0.39本
30～59cm	基準値
60～89cm	1.5本
90～119cm	3.1本
120～149cm	5.8本
150～179cm	9.3本
180～209cm	12.9本

2.刈込物手入れ

樹高1.5m未満を基準値とし、下表の換算表により 精算する。

樹高	換算値
1.5m未満	基準値
1.5～2.5m未満	1.9㎡
2.5m以上	3.0㎡

3.生垣手入れ（両面）

樹高1.5m未満を基準値とし、下表の換算表により 精算する。

樹高	換算値
1.5m未満	基準値
1.5～2.5m未満	1.7m
2.5m以上	4.0m

4.伐倒

幹周30cm～59cmを基準値とし、下表の換算表により 精算する。

幹周	換算値
30cm未満	0.30本
30～59cm	基準値
60～89cm	2.4本
90～119cm	5.0本
120～149cm	9.7本
150～179cm	20.9本
180～209cm	37.6本

5.急傾斜地

①枝落とし

胸高直径10cm～30cm未満を基準値とし、下表の換算表により 精算する。

直径	換算値
10cm未満	0.30本
10～30cm未満	基準値
30～50cm未満	2.0本
50～70cm未満	5.3本
70～90cm未満	11.8本

②伐倒

胸高直径10cm～30cm未満を基準値とし、下表の換算表により 精算する。

直径	換算値
10cm未満	0.39本
10～30cm未満	基準値
30～50cm未満	2.5本
50～70cm未満	6.5本
70～90cm未満	17.2本

公園一覧表 (大津B地区)

No.	公園名	所在地	管理面積 (㎡)	備考
1	桜が丘1丁目公園	桜が丘1-35	4,669	
2	桜が丘1丁目第2公園	桜が丘1-41	4,621	
3	桜が丘1丁目第3公園	桜が丘1-91	2,036	
4	桜が丘2丁目公園	桜が丘2-5	2,970	
5	桜が丘2丁目第2公園	桜が丘2-92	867	
6	桜が丘2丁目第3公園	桜が丘2-13-1	5,184	
7	桜が丘緑地	桜が丘1-60	3,635	
8	桜が丘2丁目緑地	桜が丘2-107	3,897	
9	池田公園	池田町2-11	664	
10	池田第2公園	池田町6-49	245	
11	池田第3公園	池田町6-80	1,137	
12	池田第4公園	池田町6-61	4,914	
13	池田第5公園	池田町6-90	1,866	
14	池田諏の宮前公園	池田町2-46	451	
15	池田1丁目公園	池田町1-65	3,261	
16	池田1丁目第2公園	池田町1-44	3,248	
17	池田1丁目第3公園	池田町1-6	3,145	
18	池田1丁目第4公園	池田町1-6	1,892	
19	池田3丁目公園	池田町3-9	12,950	
20	池田3丁目第2公園	池田町3-2	7,099	
21	池田3丁目第3公園	池田町3-1	12,148	
22	池田5丁目公園	池田町5-29	1,427	
23	池田5丁目第2公園	池田町5-58-50	3,143	
24	池田6丁目公園	池田町6-55-1	2,524	
25	池田緑地	池田町1-23	6,596	
26	池田1丁目緑地	池田町1-51	4,030	
27	池田1丁目都市林	池田町1-7	9,866	

※上記以外の公園の作業を指示する場合がある。